

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 4 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 岡 真 由

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 2 5 日 午前 8 時 3 0 分から 令和 8 年 1 0 月 2 日 午後 4 時 3 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 7 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 2 1 日 午後 1 時 3 0 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 0 月 8 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 0 月 1 4 日 午後 4 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分までです。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 木田郡三木町大字田中字宮下 |
| | 地 番 | 4 0 1 1 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 8 . 6 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 木田郡三木町大字田中字宮下 4 0 1 1 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 4 0 1 1 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 9 . 6 2 平方メートル
2 階 5 2 . 1 7 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 8月14日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 岡 真 由

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却対象外の土地(地番3989番1)を通行のため無償で利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 木田郡三木町大字田中字宮下 |
| | 地 番 | 4 0 1 1 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 8 . 6 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 木田郡三木町大字田中字宮下 4 0 1 1 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 4 0 1 1 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 9 . 6 2 平方メートル
2 階 5 2 . 1 7 平方メートル |



令和8年(ケ)第6号
令和8年2月16日受理
令和8年3月9日提出

8.3.-9

現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 木田郡三木町大字田中字宮下
地 番 4 0 1 1 番 5
地 目 宅地
地 積 1 6 8 . 6 4 平方メートル
- 2 所 在 木田郡三木町大字田中字宮下 4 0 1 1 番地 5
家屋 番号 4 0 1 1 番 5
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 5 9 . 6 2 平方メートル
2 階 5 2 . 1 7 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	香川県木田郡三木町大字田中4011番地5		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅（空き家） として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年()第 号 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■Aの母親（債務者兼所有者の母親）	1 私は、本件物件の債務者兼所有者Aの母です。物件2建物の鍵を持っているので、お貸しします。Aは現在対応することができません。 2 本件物件は、Aが同居者及びその子2人と同居するために、令和3年7月ころ購入し、令和5年10月まで居住していました。現在、全員が転居しています。ある不動産屋に任意売却も依頼しており、不動産屋において大きな荷物は搬出してくれています。物件2建物内には、Aの荷物はなく、同居者も主な荷物は持ち出しており、残っている物から、ときどき必要な物を取りに行っている状況ではないかと思います。 3 物件2は、給湯や台所コンロはガスを使用していたと思います。室内を全てリフォームしたものを購入しましたので、まだきれいな状態で、雨漏り等の不具合はないと思います。現在、電気やガスなどのライフラインは全て停止しています。
■B（田中二ツ池水利組合世話役）	1 私は、田中二ツ池水利組合の世話役をしています。 2 浄化槽を設置し、浄化した水を水路に流している場合には、年間3,000円の水路利用料をいただいております、自治会で集金してもらっています。
■株式会社入浜の元代表者	1 私は、株式会社入浜の元代表者です。会社は相当前に解散していると思います。 2 本件物件前の公衆用道路の所有者が、株式会社入浜であることは初めて知りました。会社の不動産関係については、私の亡夫が取り扱っていたので、私は詳しいことは分かりませんが、同道路を周辺の住民の方が利用することについては、全く差支えありません。ただし、同社は、既に解散しており道路の管理等もできませんので、今後、補修が必要になった場合には、周辺住民の方の負担で補修をしていただきたいと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 関係人の陳述及び現況から物件の占有関係は、2枚目記載のとおりであると認めた。
- 2 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 3 本件土地は非線引都市計画区域内に存在し、南側は幅員約6m、東側の南3分の2程度は幅員約4mの舗装私道（所有者：株式会社入浜、建築基準法42条1項2号道路）に、それぞれ接道している。

物件1南側は、駐車場であり、南西側から南東側にかけて下り傾斜となっている。東側の敷地と東側の道路との間には相当の段差がある。
- 4 物件1土地の範囲は、現況上明らかである。14条1項地図及び地積測量図が存在している。
- 5 前面道路（3989-1、所有者：株式会社入浜、地目：公衆用道路）の所有者は、閉鎖事項全部証明書によると、平成27年1月20日に解散している。同社の元代表者によると、「会社の不動産関係については、私の亡夫が取り扱っていたので、私は詳しいことは分かりませんが、同道路を周辺の住民の方が利用することについては、全く差支えありません。ただし、同社は、既に解散しており道路の管理等もできませんので、今後、補修が必要になった場合には、周辺住民の方の負担で補修をしていただきたいと思います。」とのことであった。
- 6 本件物件には、令和5年10月からはだれも居住しておらず、物件1土地には、樹木や雑草が繁茂しており、手入れはされていない状況であるように見受けられた。なお、南東側には、下屋（土地定着物）が設置されている。また、南東側敷地の上空には、電線が越境している。
- 7 物件2建物については、築後約30年が経過しているが、登記簿によると、令和2年8月に前所有者から株式会社カチタスが購入し、リフォームした上で令和3年7月にAに販売しており、建物内外は、比較的きれいな状態であった。
- 8 本件物件付近は、下水道が整備されていない地域であり、浄化槽を設置している。田中二ツ池水利組合世話役に確認したところ「浄化槽を設置し、浄化した水を水路に流している場合には、年間3,000円の水路利用料をいただいております。自治会で集金してもらっています。」とのことであった。

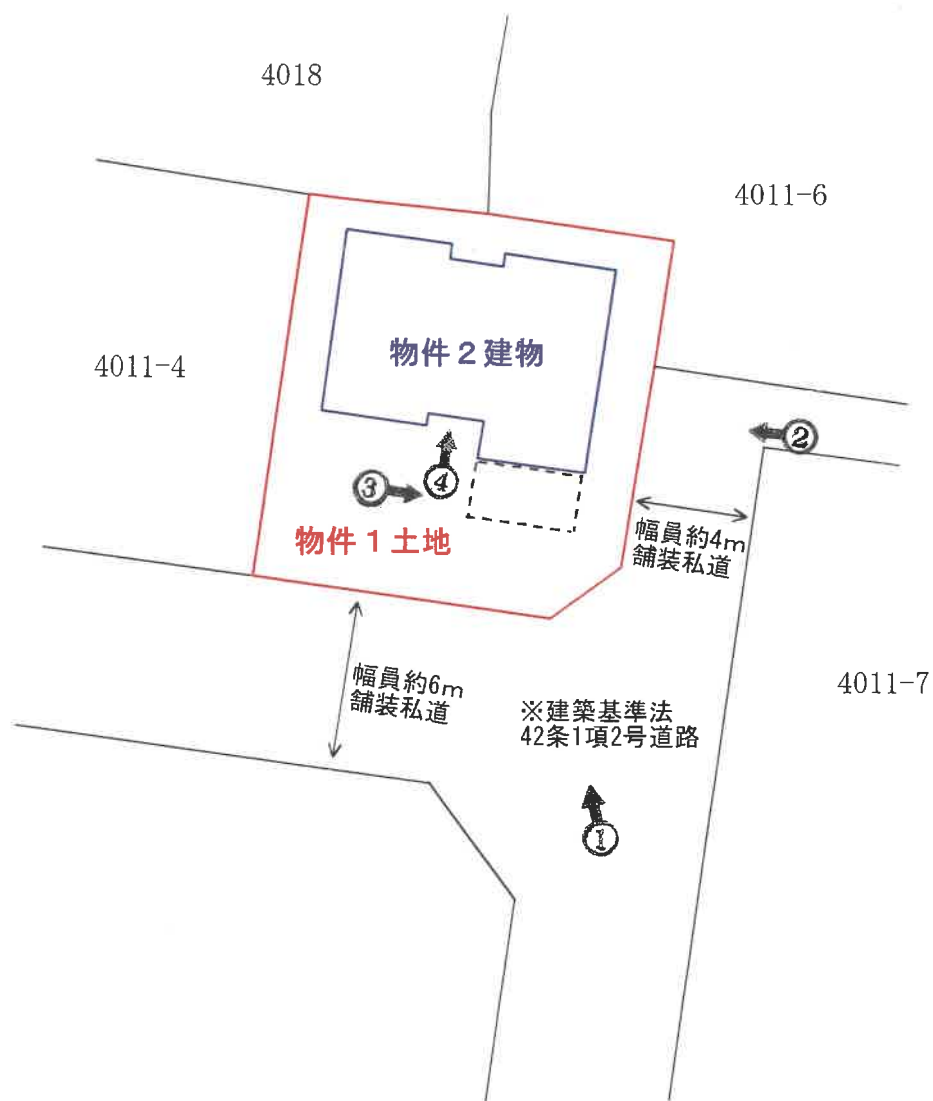
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年2月17日(火) 9:00-9:10	高松法務局	周辺土地調査等
令和8年2月17日(火) 11:15-11:30	広域水道企業団高松ブ ロック統括センター	給配水管等調査
令和8年2月17日(火) 12:50-13:10	物件所在地	物件確認、接道等調査、占有調査、写真撮影
令和8年2月17日(火) 13:25-13:35	長尾土木事務所	公法上の規制等調査
令和8年2月17日(火) 13:50-14:10	三木町役場	公法上の規制等調査
令和8年2月17日(火) 14:40-14:50	B 宅	田中二ツ池水利組合水路利用料等調査、 B から聴取
令和8年2月26日(木) 9:30-10:10	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
令和8年2月27日(金) 17:00-17:15	当庁	A の母親から聴取(電話)
令和8年3月2日(月) 9:00-9:10	高松法務局	株式会社入浜の会社登記調査
令和8年3月3日(火) 15:10-15:25	ホテル入浜	前面道路の利用について(株式会社入浜の元代表者か ら聴取)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年2月26日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち会わせ、Aの母親から借り受けた鍵を使用 して解錠し、建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(概略)

S≒1:250



(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

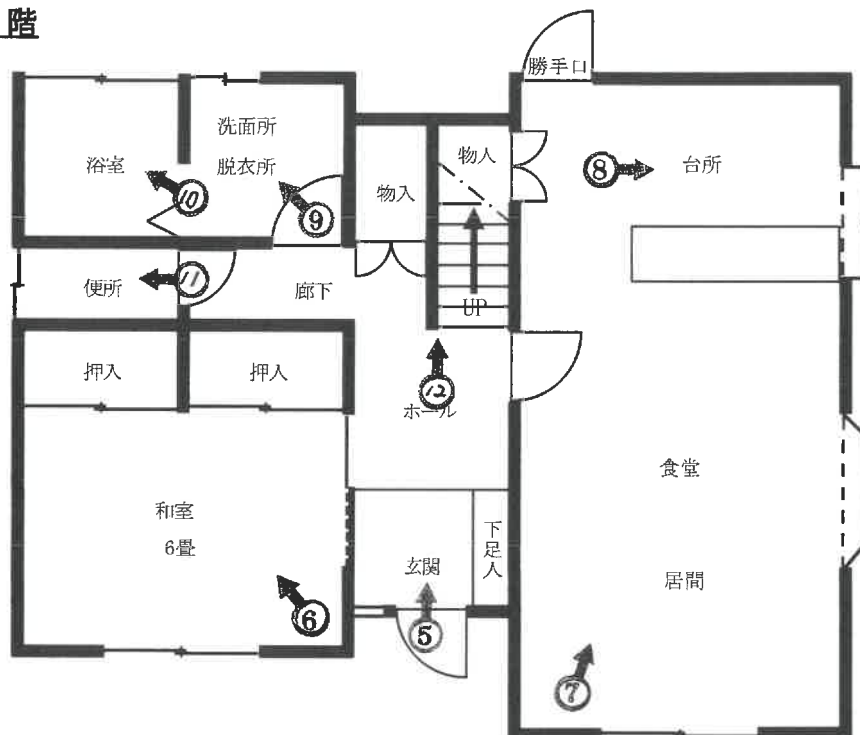
←○ 写真撮影位置・方向

(6 枚目)

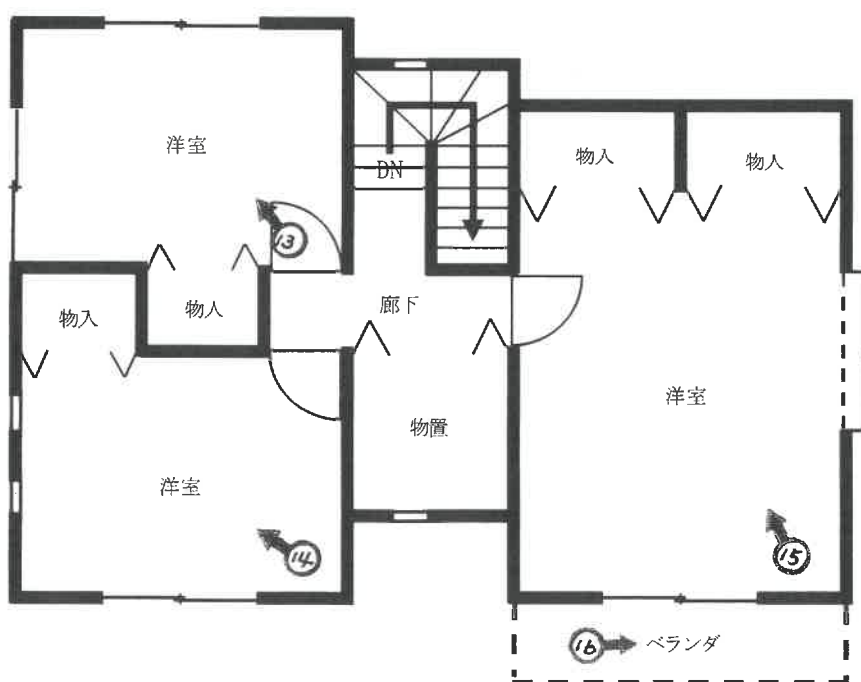
建物間取図(概略)



1階



2階



(注) 概測図であり、現況と相違する場合がある。

物件 2 建物

写真撮影位置・方向

(7 枚目)

1



本件物件の外観

2



本件物件の東側の状況

3



物件1 南東側の状況

4



物件2 玄関付近の状況

5



物件2 玄関内の状況

6



物件2 1階和室の状況

7



物件2 1階洋室の状況

8



物件2 1階台所の状況



物件2 1階洗面脱衣所の状況



物件2 1階浴室の状況

11



物件2 1階トイレの状況

12



物件2 階段の状況

(13 枚目)

13



物件 2 2階北西側洋室の状況

14



物件 2 2階南西側洋室の状況

15



物件2 2階南東側洋室の状況

16



物件2 ベランダの状況

8.3.-9

令和8年(ケ)第6号
令和8年2月26日 現地調査
令和8年3月8日 評 価

高松地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

長 尾 直 樹

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1, 7 0 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 3 3 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 1, 3 7 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 地 地 積	木田郡三木町大字田中字宮下 4011番5 宅地 168.64m ²	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	木田郡三木町大字田中字宮下 4011番地5 4011番5 居宅 木造瓦葺 2 階建 1 階 59.62m ² 2 階 52.17m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	特にない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等

(物件1)

位 置 ・ 交 通	琴電長尾線「農学部前」駅の南方約3.3km（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	三木町南方郊外に位置し、農地の広がる中に一般住宅を中心とする住宅団地を形成している。 今後もほぼ現況と同様なあり方で推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域（非線引） — 70% 200% — —
画 地 条 件	面 積 168.64㎡（登記） 間 口 約12.5m（南側） 奥 行 約13.5m 形 状 ほぼ長方形 地 勢 画地内段差がある他、画地南部は緩傾斜がある。	
接面道路の状況	南側現況幅員約6m舗装私道に、東側一部で同約4m舗装私道に接面。 南側私道とはほぼ等高、東側私道とはほぼ等高ないし1.1m程度高い。 道路は解散された法人の所有であり、建築基準法第42条第1項2号の適用道路である。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	物件2の敷地として利用されている。 隣接不動産の状況は東側道路を介して住宅、西側住宅、南側道路を介して住宅、北側更地及び資材置場である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 なし	
特 記 事 項	・土壌汚染について、登記記載事項、過去の住宅地図による地歴調査等からは土壌汚染が疑われる特段の利用履歴は確認できず、土壌汚染の可能性は低い。なお、土壌汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。 ・埋蔵文化財について、三木町生涯学習課においてヒアリングを行ったが、本件土地自体には包蔵地の指定はないことを確認した。したがって、本件評価において当該事項は考慮外とする。	

2 建物の概況及び利用状況

(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）平成7年11月25日新築 経過年数 約30年 経済的残存耐用年数 ほぼ満了
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 サイディング等 内 壁 ビニルクロス等 天 井 ビニルクロス等 床 フローリング、タタミ等 設 備 電気・ガス・給排水設備（使用可否は不明） その他 ー
床面積（現況）	1階59.62㎡、2階52.17㎡、合計111.79㎡である。 令和2年8月から令和3年7月頃リフォームをしている。
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 居宅 間 取 り 附属資料間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る（未使用期間あり）
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	・対象建物については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

敷地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	7,500	0.98	168.64	1.0	1,240,000

ア 標準画地価格

規準とすべき公示地等の設定がなかったので、取引事例等を参考に査定した。

イ 個別格差：角地＋1％(1.01)、地勢－3％(0.97) $1.01 \times 0.97 \div 0.98$

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：補正の必要はない。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	171,000	111.79	0.10	1,912,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察原価法を併用し、現価率を査定した。

経済的残存耐用年数をほぼ満了しているが、リフォームの経緯、建物の現況等を考慮して、現価率を10％(0.10)と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	1,240,000	0.50	法定地上権	620,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,240,000	- 620,000		0.9	0.6	330,000
2	1,912,000	+ 620,000	1.0	0.9	0.6	1,370,000
一括価格 (合計)						1,700,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：前面道路の所有関係、設備の使用可否等を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等
規準とすべき公示地等の設定がない。

- 2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 875,241円

物件2 1,653,348円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

位置図

S=1:50000



最寄駅

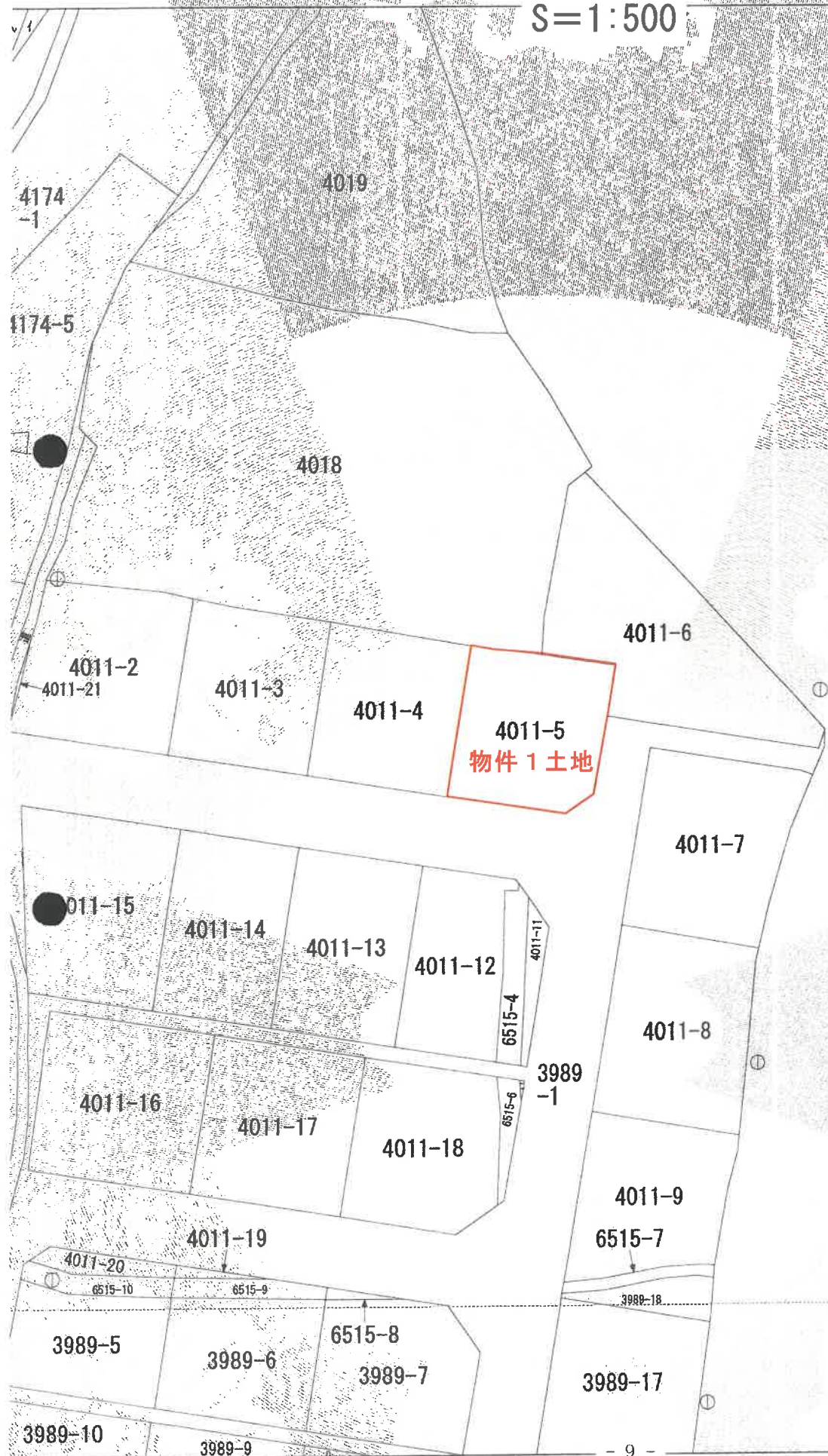
物件

公 図 写

ハ 3989-8
ニ 4011-10

(座標 値種別 : 図上測定)

S=1:500



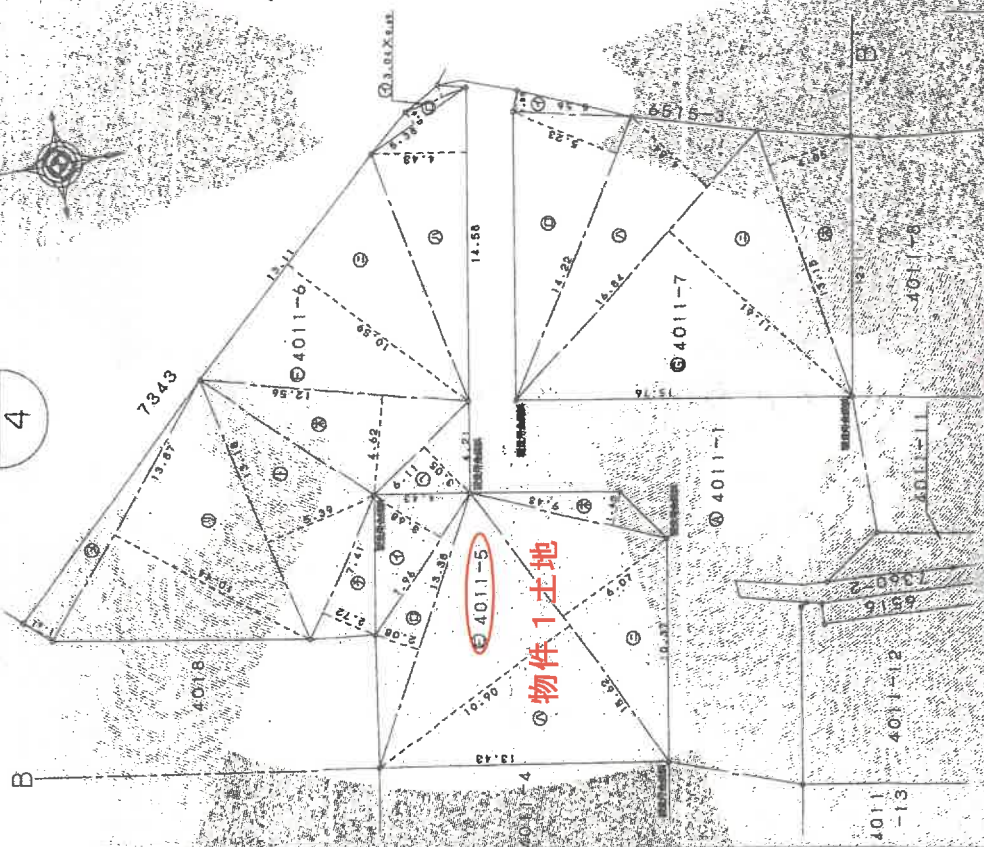
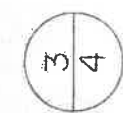
別図

$\frac{2}{3}$

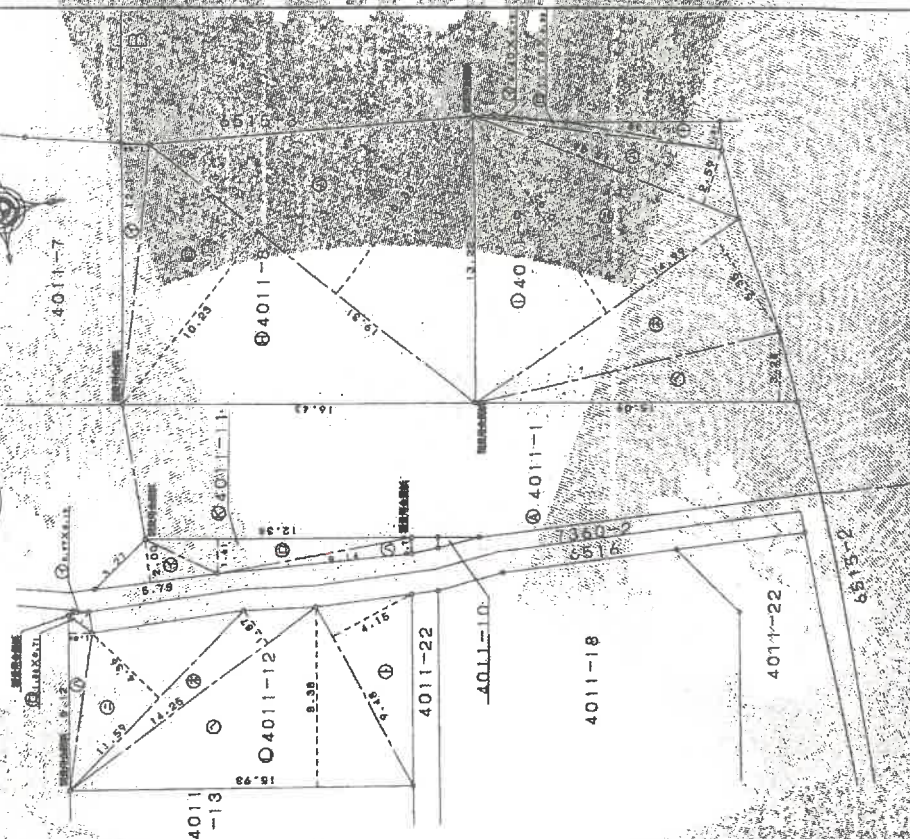
401-245-22

土地の所在 木田郡三木町大字宮下

(附錄八號)



物件1土地



作者

6年12月2日作

人
體
母

船尺 250

(香川県土地家屋調査士会館用紙)

原図を約70%に縮小

(2/3)

物件1土地

求積表

地番	④ 401-1-2	底積	高さ	積面積
イ	14.26	2.77	18.73	34.9558
ロ	18.56	7.52	19.31	139.5712
ハ	18.56	10.26	19.31	190.4256
ニ				369.8224
ヘ				184.77620
合算面積				184.77620
イ	55.89			55.89

地番	④ 401-1-3	底積	高さ	積面積
イ	14.31	4.19	18.73	59.9569
ロ	15.75	10.59	19.31	166.7925
ハ	15.75	9.76	19.31	106.4700
ニ				383.2214
ヘ				166.61070
合算面積				166.61070
イ	50.39			50.39

地番	④ 401-1-4	底積	高さ	積面積
イ	18.22	9.87	19.31	167.0714
ロ	18.22	9.87	19.31	167.0714
ハ				334.1428
ニ				334.1428
ヘ				166.61070
合算面積				50.26

地番	④ 401-1-5	底積	高さ	積面積
イ	7.96	3.68	18.73	29.2928
ロ	13.38	2.06	18.73	27.8304
ハ	15.62	10.90	19.31	170.2580
ニ	15.62	6.07	19.31	94.8134
ヘ	9.43	1.60	18.73	15.0680
合算面積				337.2824
イ	168.64130			168.64130
ヘ	51.01			51.01

地番	④ 401-1-6	底積	高さ	積面積
イ	3.04	0.60	18.73	1.8240
ロ	5.38	0.67	18.73	3.6046
ハ	14.58	4.43	19.31	64.5846
ニ	13.11	10.59	19.31	130.8349
ヘ	12.56	4.62	18.73	158.0272
イ	6.11	3.05	18.73	18.6835
ロ	13.18	5.99	19.31	71.0409
ハ	7.41	2.72	18.73	20.5524
ニ	13.67	10.44	19.31	144.6028
ヘ	22.3507			22.3507
合算面積				543.8445
イ	211.92225			211.92225
ヘ	92.25			92.25

地番	④ 401-1-7	底積	高さ	積面積
イ	5.56	1.06	18.73	5.5690
ロ	14.22	5.23	19.31	14.3766
ハ	16.94	4.62	18.73	81.5056
ニ	16.84	13.61	19.31	175.5124
ヘ	13.15	2.05	18.73	53.2375
合算面積				410.2061
イ	205.1036			205.1036
ヘ	62.04			62.04

037424

地番	④ 401-1-8	底積	高さ	積面積
イ	12.11	1.30	18.73	18.73
ロ	19.31	10.23	19.31	197.5413
ハ	19.31	10.33	19.31	412.7423
ニ				612.7466
ヘ				206.37830
合算面積				206.37830
イ	62.42			62.42

地番	④ 401-1-9	底積	高さ	積面積
イ	4.40	0.13	18.73	0.5720
ロ	11.76	0.33	18.73	3.8874
ハ	13.26	2.52	19.31	34.3134
ニ	14.99	10.92	19.31	143.6701
ヘ	14.99	5.35	18.73	80.1958
イ	15.09	3.28	18.73	49.4952
ロ	7.39	1.31	18.73	9.8809
合算面積				341.8644
イ	170.9310			170.9310
ロ	53.10			53.10

地番	④ 401-1-10	底積	高さ	積面積
イ	2.00	0.46	18.73	0.9200
ロ				0.9200
ハ				0.4600
ニ				0.46
ヘ				0.13

地番	④ 401-1-11	底積	高さ	積面積
イ	5.75	2.00	18.73	11.5000
ロ	12.38	1.61	18.73	19.9318
ハ	9.14	0.73	18.73	6.4722
ニ				38.1040
ヘ				19.05200
合算面積				5.76

地番	④ 401-1-12	底積	高さ	積面積
イ	0.97	0.19	18.73	0.1843
ロ	1.36	0.71	18.73	0.9552
ハ	8.12	1.09	18.73	8.5508
ニ	11.59	4.36	18.73	50.5421
ヘ	14.25	1.87	18.73	26.6475
イ	15.93	8.38	19.31	133.4234
ロ	9.46	4.15	18.73	39.3420
合算面積				240.0160
イ	130.0000			130.0000
ロ	9.00			9.00

地番	④ 401-1-13	底積	高さ	積面積
イ	18.97	9.00	19.31	174.3390
ロ	18.97	8.29	18.73	15.5353
ハ				347.8352
ニ				173.9426
ヘ				173.9426
合算面積				2.5261

401-1-245-22

木田郡三木町大字田中宇宮下

図

3/3

地番	④ 401-1-24	底積	高さ	積面積
イ	2.52	0.95	18.73	2.3940
ロ	11.06	1.44	18.73	15.9264
ハ	9.11	1.80	18.73	16.3980
ニ	3.93	1.81	18.73	7.1113
ヘ				41.8317
合算面積				80.6155
イ	30.91			30.91
ロ	6.32			6.32

地番	④ 401-1-25	底積	高さ	積面積
イ	10.06	0.39	18.73	3.9234
ロ				3.9234
ハ				1.76170
ニ				1.76170
ヘ				0.59
合算面積				0.59

地番	④ 401-1-26	底積	高さ	積面積
イ	7.15	1.11	18.73	10.205
ロ	11.35	1.22	18.73	13.8470
ハ	10.90	1.21	18.73	13.1800
ニ	13.30	1.20	18.73	15.2800
ヘ	14.42	1.2	18.73	15.2800
イ	10.93	0.20	18.73	13.1800
ロ	2.63	0.57	18.73	2.8707
ハ	6.25	0.50	18.73	8.5508
ニ	10.24	0.35	18.73	3.3600
ヘ	14.03	0.54	18.73	4.1302
イ	3.84	0.31	18.73	1.4376
ロ	4.79	0.49	18.73	3.0177
ハ	6.94	0.3	18.73	2.8604
ニ	4.71	0.16	18.73	1.3768
ヘ	4.66	0.28	18.73	2.2828
イ	14.17	0.57	18.73	8.5508
ロ	12.84	0.53	18.73	8.5508
ハ	10.49	0.55	18.73	8.5508
ニ	13.59	0.55	18.73	8.5508
ヘ	7.22	0.41	18.73	3.3600
イ	11.04	0.49	18.73	3.3600
ロ	14.18	0.49	18.73	3.3600
ハ	6.04	0.28	18.73	1.3768
ニ				3.3600
ヘ				3.3600
合算面積				5130.00375

地番	④ 401-1-245-22	底積	高さ	積面積
イ	3776.4513			3776.4513
ロ	8130.00875			8130.00875
ハ	646.44255			646.44255
ニ	848.44			848.44
ヘ				

作製者

土地測量

申請人

平成6年12月2日(作製)

縮尺

1/

登記年月日：平成8年2月21日

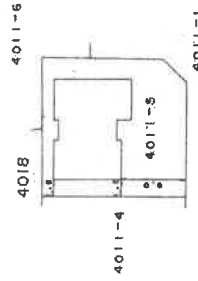
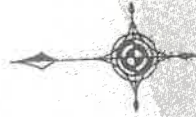
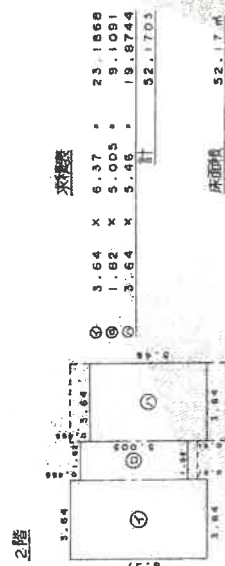
各階平面図 208403

建物各階平面図

家屋番号 4011-5

建物の所在 木田郡三木町入平田中平高下4011番地5号

(面積八坪一四・五)



物件2建物

原図を約70%に縮小

測尺番号：6-6

作製者 土地家屋調査士

縮尺 1/250

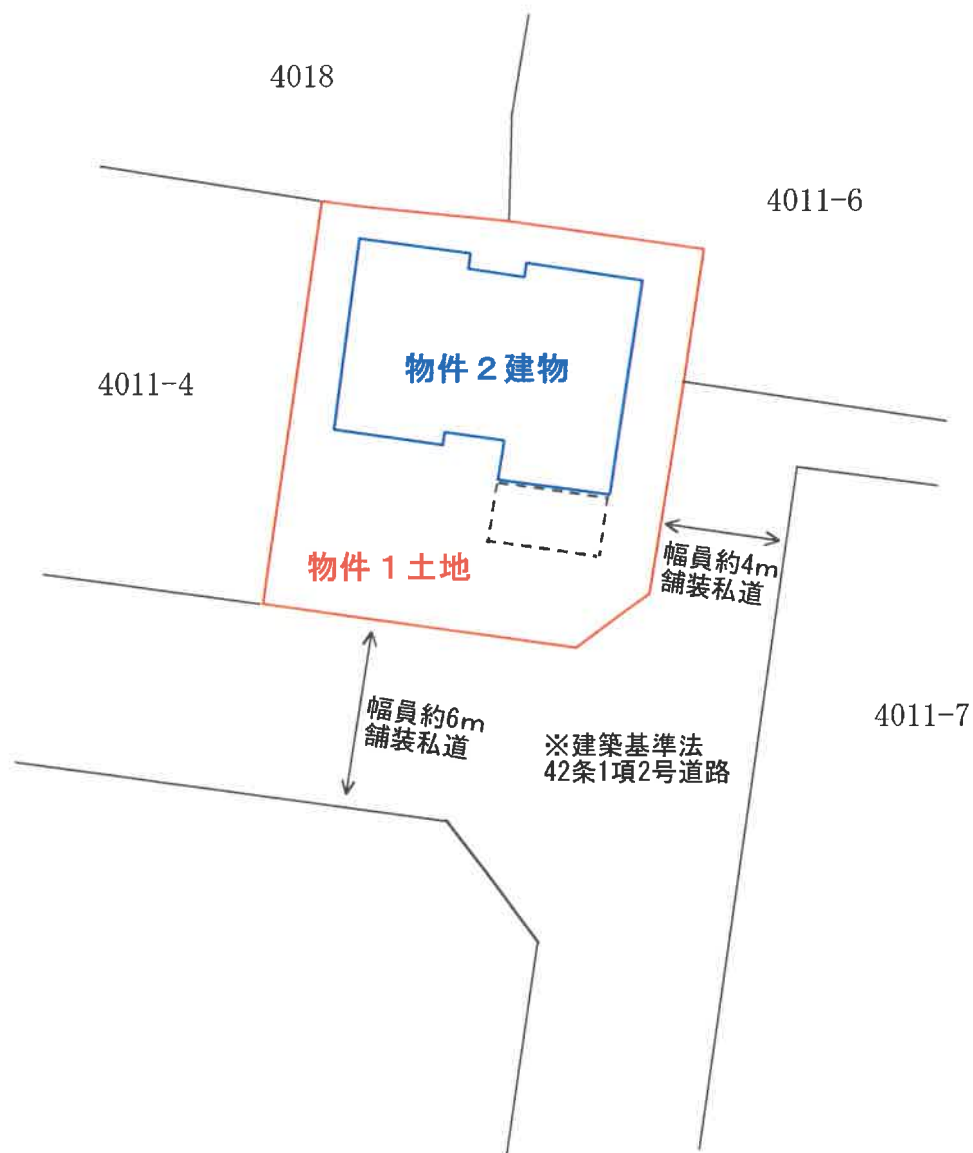
申請人

縮尺 1/500

昭和 8 年 2 月 21 日登記

土地建物位置関係図(概略)

S≒1:250

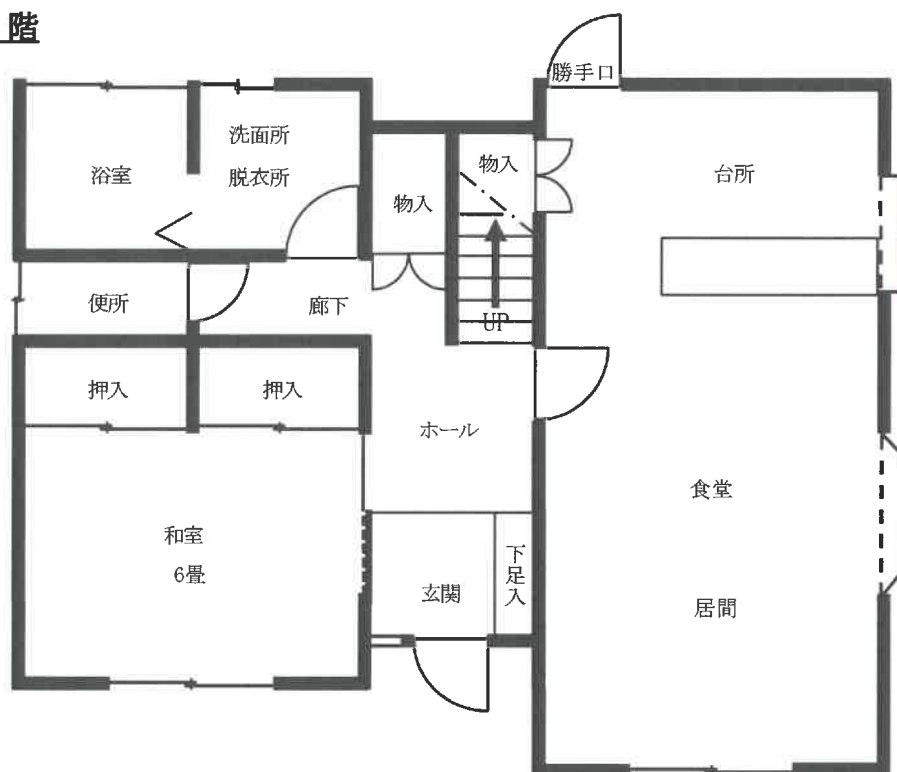


(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

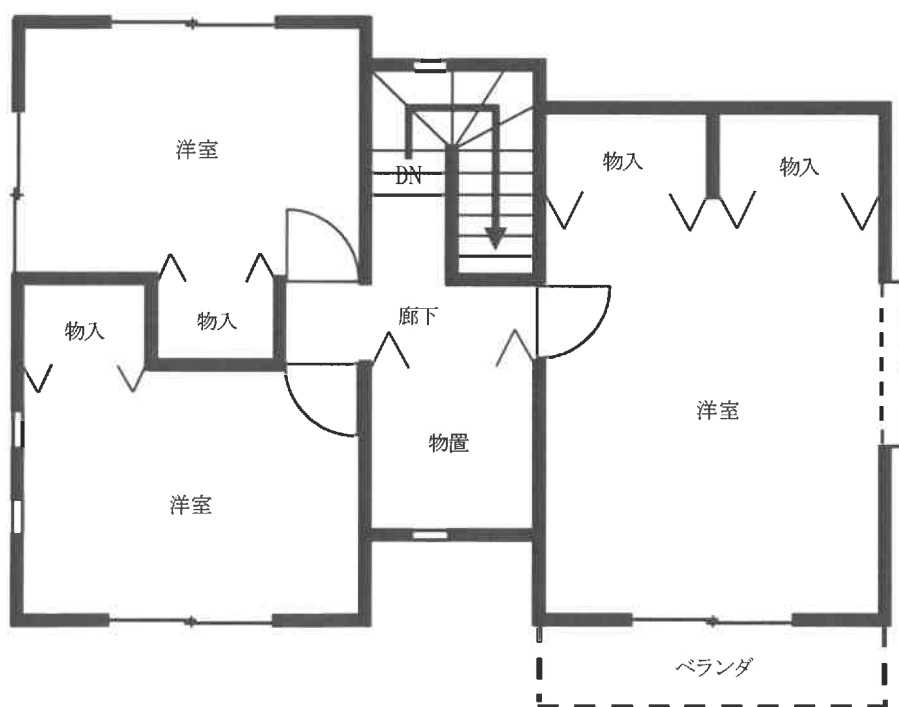
建物間取図(概略)



1 階



2 階



(注) 概測図であり、現況と相違する場合がある。

物件 2 建物